

こんにちは  
都税事務所です

## 法人事業税・地方法人特別税・都民税の 税率が変わりました！

### I 所得金額を課税標準とする法人の税率改正

#### (1) 法人事業税の税率改正

◆平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税の概ね3分の1が法人事業税に還元されたことに伴い、税率が改正されました。

法人の種類	所得等の区分		税率 (%)			
			平成26年10月1日以後に開始する事業年度		平成26年9月30日までに開始する事業年度	
			不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率
普通法人、公益法人等、人格のない社団等	適軽減税率人率	年400万円以下の所得	3.4	3.65	2.7	2.95
		年400万円を超え年800万円を超える所得	5.1	5.465	4	4.365
		年800万円を超える所得	6.7	7.18	5.3	5.78
	軽減税率不適用法人					
特別法人 (法人税法別表三に掲げる協同組合等及び医療法人)	適軽減税率人率	年400万円以下の所得	3.4	3.65	2.7	2.95
		年400万円を超える所得	4.6	4.93	3.6	3.93
	軽減税率不適用法人					

#### (2) 地方法人特別税の税率改正

◆平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、税率が改正されました。

課税標準	税率 (%)	
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成26年9月30日までに開始する事業年度
基準法人所得割額	43.2	81

### II 外形標準課税法人の税率改正

◆平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、税率が改正されました。詳細については、東京都主税局ホームページをご覧ください。か、荒川都税事務所にお問い合わせ下さい。

### III 法人都民税の税率改正

◆平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人税 (国税) が創設されたことに伴い、税率が引き下げられました。

区分	税率 (%)			
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度		平成26年9月30日までに開始する事業年度	
	不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率
23区内に事務所等がある場合	12.9	16.3	17.3	20.7
	(道府県民税相当分3.2 + 市町村民税相当分9.7)	(道府県民税相当分4.2 + 市町村民税相当分12.1)	(道府県民税相当分5 + 市町村民税相当分12.3)	(道府県民税相当分6 + 市町村民税相当分14.7)
市町村に事務所等がある場合	3.2	4.2	5	6